# 2．景観法に基づく届出の概要

## 2.1 届出が必要な行為

景観計画 P.24 掲載の内容

長岡京市内で建築物や工作物の建設などを行う際は「長岡京市景観計画」で定める景観形成基準の内容を守ることが義務付けられており、**建築確認申請を要する行為など（右図参照）については事前に景観法に基づく届出が必要**です。

また、**屋外広告物は「京都府屋外広告物条例」に基づく許可が必要**です。

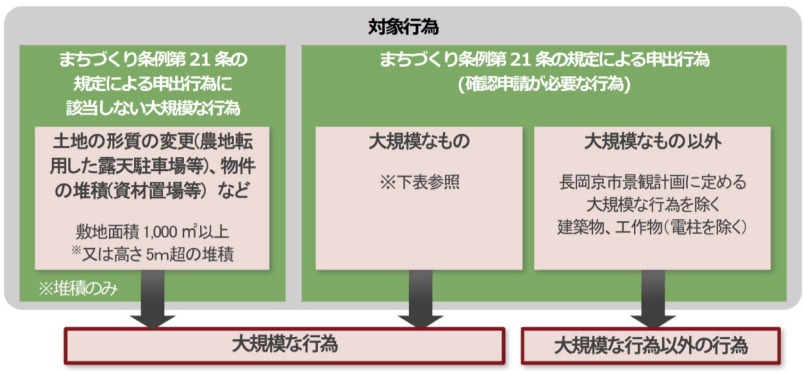


| (※) 大規模なものの対象物及び規模 | 対象行為 |
|---|---|
| 《建築物》<br>（1）建築面積 1,000 ㎡を超えるもの、又は高さ 15mを超えるもの。<br>（2）（1）に該当する建築物のうち、外観の変更に係る部分が見付面積の 1/2 を超えるもの。 | 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 |
| 《工作物（電柱を除く）》<br>（1）煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、その他類するもののうち、高さ 15mを超えるもの。<br>（建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 1 号～第 4 号に定めるもの）<br>（2）擁壁の高さ 5m以上及び長さ 10mを超えるもの。<br>（建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 5 号に定めるもの）<br>（3）観光用の乗用エレベーターなど昇降機、ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔など遊戯施設、製造施設、飼料などの貯蔵施設、汚物処理場、ごみ焼却場など処理施設、その他類するもののうち、高さ 15mを超え又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの。<br>（建築基準法施行令第 138 条第 2 項～第 3 項に定めるもの）<br>（4）（1）、（2）又は（3）に該当する工作物のうち、外観の変更に係る部分が見付面積の 1/2 を超えるもの。 | 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 |

## 2.2 届出の手続の流れ

景観計画 P.45 掲載の内容

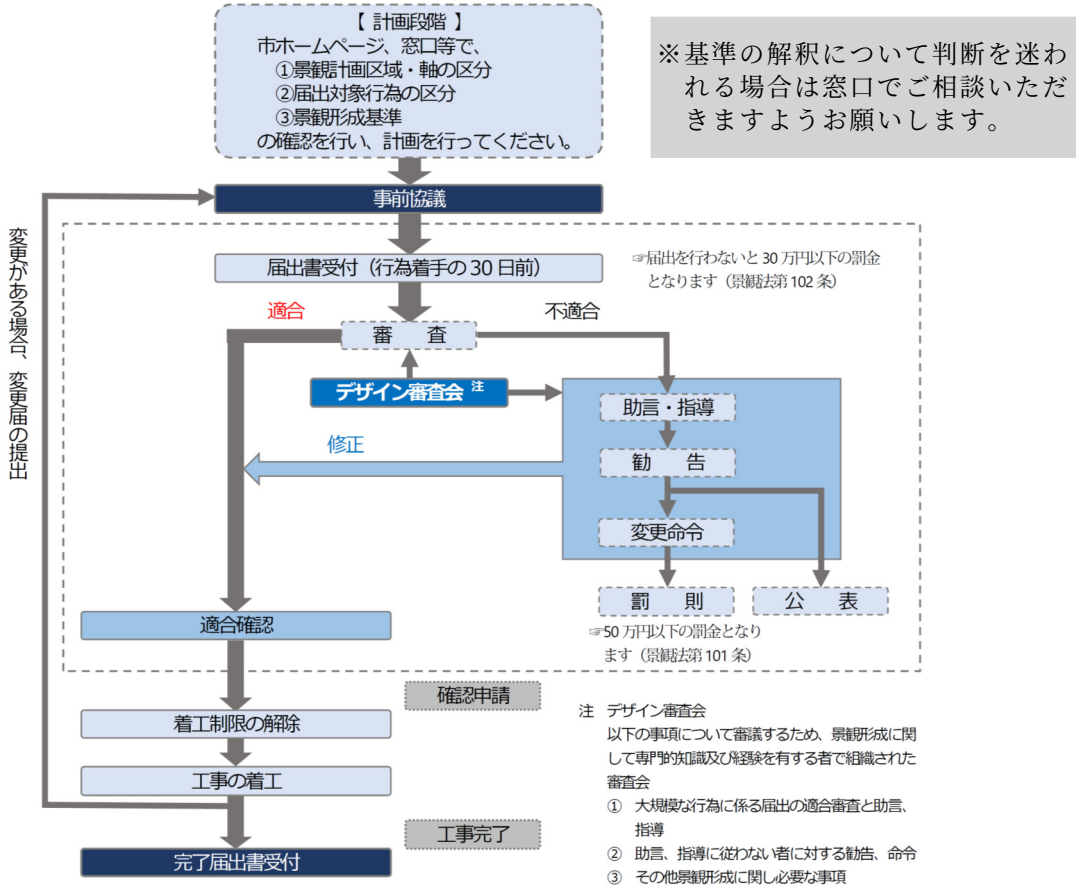


※基準の解釈について判断を迷われる場合は窓口でご相談いただきますようお願いします。